

今治市簡易型総合評価落札方式試行要領

平成19年10月1日制定

今治市要領

(趣旨)

第1条 この要領は、今治市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事について、簡易型総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札（以下「簡易型総合評価競争入札」という。）を試行的に行うため、その事務取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「簡易型総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2又は第167条の13の規定に基づく入札であって、施工計画型方式又は実績確認型方式を用いて行うものをいう。

2 この要領において「施工計画型方式」とは、簡易型総合評価落札方式のうち、価格、簡易な施工計画を含む技術提案及び同種工事の施工実績等技術的要素を総合的に評価する方式をいう。

3 この要領において「実績確認型方式」とは、前項で求める項目のうち、簡易な施工計画を含む技術提案以外の項目をもって評価を行う方式をいう。

(対象工事)

第3条 施工計画型方式は、予定価格1億円以上の工事のうち、施工計画型方式により落札者を決定することが適当と認められる工事を対象とした入札において実施する。

2 実績確認型方式は、予定価格3千万円以上1億円未満の工事のうち、実績確認型方式により落札者を決定することが適当と認められる工事を対象とした入札において実施する。

3 市長は、工事の性質又は目的から特に価格以外の条件を考慮して落札者を決定することが適当であると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、施工計画型方式又は実績確認型方式により入札を実施することができる。

(学識経験を有する者の意見聴取)

第4条 簡易型総合評価落札方式により入札を実施するに当たっては、当該入札の評価項目、評価の方法、落札者の決定方法その他の落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）の適否に関する事項について、あらかじめ、学識経験を有する者2名以上の意見を聴かなければならない。

2 前項の意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとされたときは、当該落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 前2項の意見聴取等に関する事務については、工事契約担当課において処理する。

(評価項目等)

第5条 施工計画型方式における評価項目等については、別表1を標準として、入札ごとに定める。ただし、選択項目については、工事目的、工事内容、施工条件等から、必要に応じて評価項目を選択し、又は配点を変更できるものとする。

2 実績確認型方式における評価項目等については、別表2を標準として、入札ごとに定める。

この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

(総合評価の方法)

第6条 総合評価は、次の算式により導き出された数値(以下「評価値」という。)をもって行うこととする。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

評価値 = {基礎点(100点) + 加算点} / 入札価格(単位: 億円)

2 前項の基礎点については、評価項目ごとの最低限の要件を満たす場合に100点を与える。ただし、低入札価格調査基準価格未滿で応札した者は、基礎点から20点を減点する。

3 第1項の加算点については、次の算式により導き出された数値とする。なお、求められる加算点は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

加算点 = (評価項目ごとの得点合計 / 評価項目ごとの配点合計) × 10点

(入札を行うに当たり周知する事項等)

第7条 簡易型総合評価落札方式により入札を実施する場合は、下記の事項をあらかじめ公告又は通知しなければならない。

(1) 簡易型総合評価競争入札を実施する旨

(2) 当該簡易型総合評価競争入札に係る落札者決定基準

(3) 次条に定める簡易型総合評価落札方式に係る資料(以下「総合評価に係る資料」という。)

の提出を求める旨及びその提出期限

(4) その他必要と認める事項

(総合評価に係る資料の提出等)

第8条 入札参加者は、前条第3号の提出期限(以下「提出期限」という。)までに、総合評価に係る資料について、施工計画型方式にあつては、別記様式第1号から別記様式第8号までにより、実績確認型方式にあつては、別記様式第1号及び別記様式第5号から別記様式第8号までにより提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しない。

2 前項の規定により提出された資料のうち、別記様式第1号、別記様式第2号又は別記様式第3号の内容を確認する必要がある場合は、当該入札参加者に対し、事情聴取を実施することが

ある。

- 3 総合評価に係る資料を提出期限までに提出しない者の行った入札は、無効とする。
- 4 提出された総合評価に係る資料の訂正及び差し替えは認めない。
- 5 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(評価値の疑義照会)

第9条 入札参加者の評価値については、採点後速やかに通知するものとし、入札参加者は、第7条の規定により公告又は通知された期限までに、前条に規定した資料に基づく自らの評価点(施工体制確認及び施工計画の項目を除く。)について、別記様式9号により疑義照会ができるものとする。

- 2 前項の疑義照会に対し、別記様式第10号により速やかに回答し、評価値を修正した場合は、当該入札参加者に対し、再度通知するものとする。

(落札者の決定方法)

第10条 簡易型総合評価落札方式により落札者を決定しようとするときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- 2 今治市契約規則(平成17年今治市規則第63号)第23条の規定により基準を設けた場合で、入札価格がその基準を下回ったときは、低入札価格調査の結果、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、次順位の評価値を得た者を落札者とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、技術的適性及び工事の施工能力を入札後に審査する入札の場合であって、その結果によっては、その者を入札参加資格者とすることができないときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格でもって入札をした他の者のうち入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、次順位の評価値を得た者を落札者とする。
- 4 落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(適正な履行の確保)

第11条 施工計画型方式において、総合評価に係る資料として提出された施工計画の適正な履行を確保するため、当該計画の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、当該工事の工事成績評定点を減点する。

(評価結果の公表)

第12条 簡易型総合評価落札方式により入札を実施したときは、入札結果一覧表(別記様式第7

号)により、評価基準並びに入札者ごとの入札価格及び評価値を公表する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、簡易型総合評価落札方式に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月28日要領)

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日今治市要領)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月26日今治市要領)

この要領は、平成26年4月1日から施行し、改正後の規定は、同日以後に実施する簡易型総合評価競争入札について適用する。

附 則 (平成28年3月10日今治市要領)

この要領は、平成28年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後に実施する簡易型総合評価競争入札について適用する。

附 則 (令和3年3月31日今治市要領)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日今治市要領)

この要領は、令和4年4月1日から施行し、改正後の規定は、同日以後に実施する簡易型総合評価競争入札について適用する。

附 則 (令和6年3月26日今治市要領)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1)

評価項目等 (施工計画型)

(1) 施工計画について

評価項目	評価内容	評価基準
施工上配慮すべき事項	施工上配慮すべき事項の適切性	施工上の配慮について工事の条件等を踏まえて、工夫が見られる。
		施工上の配慮について工事の条件等を踏まえて、やや工夫が見られる。
		施工上の配慮について工事の条件等を踏まえており適切である。
工程管理に係る技術的所見	工事の実施手順及び工期設定の妥当性	工事の実施手順が適切で、工期が大幅に短縮される。
		工事の実施手順が適切で、工期がやや短縮される。
		工事の実施手順が適切で、各工種の期間設定が適切である。
品質管理に係る技術的所見	コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られる。
		品質の確認方法、管理方法が現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、やや工夫が見られる。
		品質の確認方法、管理方法が現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切である。

(2) 企業の施工能力について

評価項目	評価内容	評価基準
同種・類似工事の施工実績	過去15年間の同種・類似工事の施工実績(工事内容に応じ設定)	同種工事の実績あり
		類似工事の実績あり
		実績なし
工事成績評定点	過去2年度間の工事成績評定平均点	80点以上
		78点以上80点未満
		76点以上78点未満
		74点以上76点未満
		72点以上74点未満
		70点以上72点未満
		70点未満
優良工事表彰	過去5年間の優良工事表彰履歴	今治市優良建設工事表彰、愛媛県知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり
		なし
ISOマネジメントシステムの取組	県内事業所におけるISO9000シリーズ又は14000シリーズの認証取得の有無	ISO9000シリーズ及び14000シリーズを取得
		ISO9000シリーズ又は14000シリーズを取得
		どちらも取得していない
手持ち工事量	手持ち工事量比率(A) = 手持ち工事受注額 ÷ 過去〇年間の平均受注額	$A < 0.25$
		$0.25 \leq A < 0.75$
		$0.75 \leq A < 1.25$
		$1.25 \leq A$

※ 評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更する場合がある。

(3) 配置予定技術者について

評価項目	評価内容	評価基準
同種・類似工事の従事経験	過去 15 年間の主任(監理)技術者等としての同種・類似工事の従事経験(工事内容に応じ設定)	同種工事の従事経験あり
		類似工事の従事経験あり
		実績なし
主任(監理)技術者等の保有する資格	保有する資格の有無	監理技術者になれる資格(実務経験年数を必要とするものを除く。)
		主任技術者になれる資格(実務経験年数を必要とするものを除く。)
		上記以外
継続学習(CPD)の取り組み	CPDの取得単位数	50ユニット以上
		40ユニット以上50ユニット未満
		30ユニット以上40ユニット未満
		20ユニット以上30ユニット未満
		10ユニット以上20ユニット未満
		10ユニット未満

※ 評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更する場合があります。

(4) 地理的要件

評価項目	評価内容	評価基準
本・支店、営業所の有無	同一市内での本・支店、営業所の所在の有無	旧市町村区分内にあり
		今治市内にあり
		上記以外
当該地域での施工実績の有無	過去2年度間で当該工事地域(旧市町村単位)での施工実績の有無	企業及び配置技術者ともに施工実績あり
		企業に施工実績あり
		施工実績なし

※ 評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更する場合があります。

(5) 地域貢献度

評価項目	評価内容	評価基準
災害協定締結の有無	今治市と災害時における協定締結の有無	協定締結あり
		協定締結なし
災害協定等に基づく活動実績	過去5年度間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり
		活動実績なし
災害ボランティア活動実績	過去5年度間の災害ボランティア活動実績の有無	活動実績あり
		活動実績なし

※ 本表は、土木工事に係る標準的な様式である。

※ 評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更する場合があります。

(別表2)

評価項目等 (実績確認型)

(1) 企業の施工能力について

評価項目	評価内容	評価基準
同種・類似工事の施工実績	過去15年間の同種・類似工事の施工実績(工事内容に応じ設定)	同種工事の実績あり
		類似工事の実績あり
		実績なし
工事成績評定点	過去2年度間の工事成績評定平均点	80点以上
		78点以上80点未満
		76点以上78点未満
		74点以上76点未満
		72点以上74点未満
		70点以上72点未満
		70点未満
優良工事表彰	過去5年間の優良工事表彰履歴	今治市優良建設工事表彰、愛媛県知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり
		なし
ISOマネジメントシステムの取組	県内事業所におけるISO9000シリーズ又は14000シリーズの認証取得の有無	ISO9000シリーズ及び14000シリーズを取得
		ISO9000シリーズ又は14000シリーズを取得
		どちらも取得していない
手持ち工事量	手持ち工事量比率(A) = 手持ち工事受注額 ÷ 過去○年間の平均受注額	$A < 0.25$
		$0.25 \leq A < 0.75$
		$0.75 \leq A < 1.25$
		$1.25 \leq A$

※ 評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更する場合がある。

(2) 配置予定技術者について

評価項目	評価内容	評価基準
同種・類似工事の従事経験	過去15年間の主任(監理)技術者等としての同種・類似工事の従事経験(工事内容に応じ設定)	同種工事の従事経験あり
		類似工事の従事経験あり
		実績なし
主任(監理)技術者等の保有する資格	保有する資格の有無	監理技術者になれる資格(実務経験年数を必要とするものを除く。)
		主任技術者になれる資格(実務経験年数を必要とするものを除く。)
		上記以外
継続学習(CPD)の取り組み	CPDの取得単位数	50ユニット以上
		40ユニット以上50ユニット未満
		30ユニット以上40ユニット未満
		20ユニット以上30ユニット未満
		10ユニット以上20ユニット未満
		10ユニット未満

※ 評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更する場合がある。

(3) 地理的要件

評価項目	評価内容	評価基準
本・支店、営業所の有無	同一市内での本・支店、営業所の所在の有無	旧市町村区分内にあり
		今治市内にあり
		上記以外
当該地域での施工実績の有無	過去2年度間で当該工事地域(旧市町村単位)での施工実績の有無	企業に施工実績あり
		施工実績なし

※ 評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更する場合がある。

(4) 地域貢献度

評価項目	評価内容	評価基準
災害協定締結の有無	今治市と災害時における協定締結の有無	協定締結あり
		協定締結なし
災害協定等に基づく活動実績	過去5年度間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり
		活動実績なし
災害ボランティア活動実績	過去5年度の災害ボランティア活動実績の有無	活動実績あり
		活動実績なし

※ 評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更する場合がある。

別記様式第 1 号

簡易型総合評価 評価項目算定資料確認申請書

年 月 日

(宛先) 今治市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

次の工事に係る資料を別添のとおり提出します。なお、添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 問い合わせ先

(ふりがな)
担当者氏名:

所属部署:

電話番号:

施工上配慮すべき事項

工 事 名： _____

商号又は名称： _____

評 価 対 象	〇〇〇〇〇について
---------	-----------

項 目	具体的な対応策

※ 評価対象が複数ある場合は、評価対象毎に作成すること。

別記様式第3号

工 程 表

工事名：

商号又は名称：

項 目	単 位	数 量	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	備 考
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	

●工程管理に係る技術的所見

※ 着目する項目と全体的な工事の実施手順や工期設定がわかるよう工程表を作成し、作成した工程表について技術的所見を記載すること。

品質管理に係る技術的所見

工 事 名： _____

商号又は名称： _____

評 価 対 象	〇〇〇の品質管理について
---------	--------------

項 目	具体的な品質管理手法

※ 評価対象が複数ある場合は、評価対象毎に作成すること。

企業の施工能力について

工 事 名 :

商号又は名称 :

(1) 同種・類似工事の施工実績

工 事 名 称 等	工 事 名	工 事		該当なし	
	発 注 者 名				
	工 事 場 所	県	市		町
	契 約 金 額	円			
	工 期	年	月		日から
		年	月		日まで
	受注形態等 (該当する□にレ 印 を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 単 体 <input type="checkbox"/> 共 同 企 業 体 (出 資 比 率 %)			
同種・類似の別	同種工事		・ 類似工事		
工事概要等					

(2) 工事成績評定点

工事成績評定平均点 (過去 年度間)	業種 :	点	該当なし
-----------------------	------	---	------

(3) 優良工事表彰歴

優良工事表彰歴 (過去5年度間)	年度	工事 (表彰)	該当なし
---------------------	----	----------	------

(4) ISOマネジメントシステム

ISOへの取組み	ISO 9000 シリーズを認証取得 (年 月)	該当なし
	ISO 14000 シリーズを認証取得 (年 月)	該当なし

(5) 手持ち工事量

手持ち工事量比率	(A) =
----------	-------

配置予定技術者について

工 事 名 :

商号又は名称 :

氏	名		
職	名	<input type="checkbox"/> 監理技術者	<input type="checkbox"/> 主任技術者
監理技術者資格者証	交付年月日	年 月 日	
	登録番号		
法令による資格・免許			
同種・類似工事の従事経験の概要	工 事 名	工 事	
	発 注 者 名		
	工 事 場 所	県 市 町	
	契 約 金 額	円	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
	工期受注形態等	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (出資比率 %)	
	従 事 役 職	<input type="checkbox"/> 監理技術者 (年 月 日～ 年 月 日)	
		<input type="checkbox"/> 主任技術者 (年 月 日～ 年 月 日)	
	同種・類似の別	同種工事 ・ 類似工事	
工 事 概 要 等			
継続学習 (CPD) の 取組み	ユニット (年 月末現在)	該当なし	

別記様式第7号

企業の地理的要件について

工 事 名 :

商号又は名称 :

(1) 本・支店、営業所等の有無

所 在 地		該当なし
代 表 者 名		
電 話 番 号		
F A X 番 号		

(2) 当該地域での施工実績の有無

工 事 名	工 事	該当なし
施 工 箇 所	今治市 町	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	

企業の地域貢献度について

商号又は名称：

(1) 災害協定締結の有無

協定の内容	今治市との災害協定締結者		該当なし
	協定締結の年月日		
	協定の名称		

(2) 災害協定等に基づく活動実績

活動実績 (過去5年度間)	活動の概要		該当なし
	活動場所		
	活動日	年 月 日から 年 月 日まで	
	活動人数	延べ 人 (実 人)	
	使用機械等		

(3) 災害ボランティアに基づく活動実績

活動実績 (過去5年間)	活動の概要		該当なし
	活動場所		
	活動日	年 月 日から 年 月 日まで	
	活動人数	延べ 人 (実 人)	
	使用機械等		

災害時における地域貢献活動の実績調書

災害協定締結の有無

商号又は名称	
災害協定締結の有無	有 ・ 無
今治市との災害協定締結者	
災害協定締結の年月日	年 月 日
災害協定の名称	
上記内容に相違ないことを証明します。	
年 月 日	
証明者	印

災害時における地域貢献活動の実績調書

災害協定に基づく（又は、災害ボランティアの）活動実績

商号又は名称	
活動の概要	
活動場所	市 町（ 地区）
活動日	年 月 日 ～ 年 月 日
活動人数	延べ 人（実 人）
使用機械等	
その他	
上記内容に相違ないことを証明します。	
年 月 日	
証明者（実施機関）	印

※ 活動日は、正確に記載すること。

※ 災害協定に基づく活動実績及び災害ボランティアの活動実績それぞれに活動実績がある場合は、別々に作成すること。

別記様式第9号

評価値の疑義について（照会）

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

標記のことについて、次のとおり照会します。

1 疑義の対象となる工事名等

（1）工 事 名

（2）開 札 日

2 疑義のある事項

3 回 答 先

住 所
称号又は名称
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
代表者氏名

評価値の疑義について（回答）

年 月 日

様

今 治 市 長

標記のことについて、次のとおり照会します。

1 疑義の対象となる工事名等

(1) 工 事 名

(2) 開 札 日

2 回 答 内 容

疑義があった内容を認め、評価値を修正します。

疑義があった内容については、次の理由のとおりです。

理 由

別記様式第11号

工事入札執行一覧表

下記の発注案件について、次のとおり 月 日に決定しましたのでお知らせします。

工 事 名					
工事施工箇所				入 札 日	年 月 日
	入札業者	入札価格	評 価 値	備 考	入札結果
			予 定 価 格		
			最低制限(調査基準) 価格		

